

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2024 年 11 月号 (Vol.39)

米国司法省（DOJ）による企業犯罪の処分方針に関する近時の動向（2）

- I. はじめに
- II. 「企業のコンプライアンス・プログラムに関する評価基準（ECCP）」とは
- III. 2024 年 9 月改訂版 ECCP における変更点
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 井上 淳
TEL. 03-6266-8566
atsushi.inoue@mhm-global.com
弁護士 田中 亜樹
TEL. 03-6266-8919
aki.tanaka@mhm-global.com

I. はじめに

2024 年 9 月 23 日、米国司法省（以下「DOJ」といいます。）は、2023 年 3 月に公表した、「企業のコンプライアンス・プログラムに関する評価基準」（Evaluation of Corporate Compliance Programs）（以下「ECCP」といいます。）の改訂版を公表しました。[本ニュースレター2023 年 5 月号 \(Vol.29\)](#) では、今回の改訂が行われる前の ECCP の概要を含む、DOJ の動向について詳細を解説しておりますので、併せてご覧ください。本号では、改訂による ECCP の主な変更点についてご紹介いたします。

II. 「企業のコンプライアンス・プログラムに関する評価基準（ECCP）」とは

2022 年 9 月、DOJ 副長官（Deputy Attorney General）である Lisa Monaco 氏は、企業犯罪の取締りと企業犯罪に関与した個人に対する責任追及を強化する観点から、企業犯罪の訴追手続に際して、検察官において考慮すべき要素を明確にするためのガイダンスとして、「企業犯罪アドバイザーグループとの議論を踏まえた企業犯罪訴追方針の追加改訂」（Further Revisions to Corporate Criminal Enforcement Policies Following Discussions with Corporate Crime Advisory Group）と題するメモランダム（いわゆるモナコメモ）を公表しました。

モナコメモにおいては、効果的なコンプライアンス・プログラムを企業が導入していることの重要性が指摘されています。またモナコメモでは、企業訴追手続に関する一定のガイドラインを策定することの必要性も指摘されています。このような指摘を受けて、DOJ の関係部局により制定された各種ポリシーにおいても、効果的なコンプライアンス・プログラムが導入・運用されていることが、コンプライアンス・モニター（当該企業の法令遵守状況を監督する機関であり、DOJ による処分決定時に設置が命じられる）の設置の要否を判断する際に検討される要素として明示されています。

「効果的なコンプライアンス・プログラム」を重視する動きを受けて、2023 年 3 月 1 日、DOJ は、企業のコンプライアンス・プログラムの有効性を評価するための基準と

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

して、冒頭ご紹介した ECCP を公表しました。その中では、主な考慮要素として、(a) コンプライアンス・プログラムが適切に策定された（“well designed”）ものであるか、(b) 充分なリソースと権限が付与されているか（“adequately resourced and empowered”）、(c) コンプライアンス・プログラムが実際に機能しているか、といった点が挙げられています。

つまり、企業犯罪の訴追手続では、当該犯罪に関与した企業において、ECCP に定める基準に基づき「効果的」とであると評価されるコンプライアンス・プログラムを構築・運用できているかが、DOJ により重視されることになります。そのため、DOJ による訴追手続の対象となりうる企業（例えば、米国でオペレーションを有している日本企業がその典型ですが、必ずしも米国内にオペレーションがなくとも、DOJ によるいわゆる域外適用の可能性がある以上、まったく無関係ではないといえます。）にとって、ECCP で何が求められているかを理解しておくことは、万一の備えとして重要といえます。

Ⅲ. 2024 年 9 月改訂版 ECCP における変更点

2024 年 9 月の改訂において行われた ECCP への変更は、①AI 等の新技術への適切な対応、②前例を踏まえたプログラムの見直し、③内部通報者保護、及び④データの有効活用といった点の重要性を踏まえたものという整理が可能であると考えられます。

1. 人工知能（AI）などの新技術への適切な対応

人工知能（AI）などの新技術を企業が新たに導入することにより、従前は想定されなかった新たなリスクが発現している現状を踏まえ、新技術により拡大したリスクへの対処が適切に行われているか、という点が、新たな考慮要素として明記されました。具体的には、人工知能（AI）などの新技術の利用が会社のコンプライアンス体制に及ぼしうる潜在的なインパクトをどのように分析しているか、新技術の利用から生じるリスクの管理を企業全体のリスクマネジメントシステムに組み込んでいるか、といった点などが問われることとなります。

2. 前例を踏まえたプログラムのアップデート

改訂前より、ECCP では、コンプライアンス・プログラムの定期的な見直しや、実際の不正事案を踏まえたアップデートが行われているかどうか、という点は、プログラムの有効性を判断するための基準として明記されていたところです。今回の改訂では、コンプライアンス・プログラムの更新に際して、自社の過去の事例のみならず、業種的・地理的に近い他企業の事例を適切に参照するような体制が構築されているか、という点も考慮要素として明記されました。なお、業種的・地理的に近い他企業の事例の参照は、従業員への周知のための研修実施が適切になされているかどうかの判断に際しても考慮要素とされています。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

3. 内部通報者保護

今回の改訂において、ECCP 上、コンプライアンス・プログラムにおいて、内部通報者の保護と内部通報者に対する報復の禁止に関して、会社としてのコミットメントがなされているかという点が新たな考慮要素として明記されました。具体的には、(内部通報者に対する) 報復禁止に関するポリシーを制定しているか、社内の報復禁止に関するポリシーのみならず内部通報者保護や報復禁止に関する法令に関しても従業員に研修を実施しているか、不適切行為を行ったことを企業に報告した従業員は不適切行為を行ったが報告しなかった従業員と懲戒手続上異なる扱いを受けられているか、などの点が問われることになります。DOJ は 2024 年 8 月に報奨金付内部通報者パイロットプログラム(「Corporate Whistleblower Awards Pilot Program」)を開始するなど、内部通報制度の活用促進に向けた取り組みを行っており、本改訂もその流れに沿ったものとなります。

4. データの有効活用

従前より、ECCP では、コンプライアンス・プログラムに充分なリソースと権限が付与されているかという点に関して、コンプライアンス担当者による必要なデータへのアクセスの可否が考慮されることとされてきました。今回の改訂では、必要なデータへのアクセスに関して、コンプライアンス担当者が合理的な時間内に必要なすべてのデータソースにアクセスするための知識及び手段を有しているか、コンプライアンス・プログラムの運用のために適切なデータ分析ツールが活用されているか、などの点が考慮されることが明記されました。

また、コンプライアンス・プログラムが実際に機能しているかの検討の一環として、不適切行為やコンプライアンス・プログラムの不備を検出するために、データや情報にどの程度のアクセスを持っているか、なども検討の対象に含まれるようになりました。

V. おわりに

企業による効果的なコンプライアンス・プログラムの構築・運用は、そもそも企業犯罪の発生自体を防止する観点から有益なものであることは間違いなく、すべての企業において取り組むべき課題といえます。これに加え、ECCP との関係では、上記のとおり、米国において企業犯罪の訴追の対象となったような場合に、最終的に DOJ によりどのような処分がなされるかという趨勢を左右する重要なイシューであるといえます。ECCP は、今回の改訂で人工知能などの新技術への対応を重要論点として検討していることから明らかなとおり、企業を取り巻く最新動向を踏まえたアップデートが今後も行われるものと思われますので、引き続きその動向を注視し、ECCP の内容を理解したうえで、コンプライアンス・プログラムの充実に努めることが肝要です。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『ケーススタディ 役職員不正対応の勘所～実効的な調査手法から民事刑事・役職員処分まで～』
- 開催日時 2024 年 12 月 20 日（金）14:00～17:00
- 講師 今泉 憲人
- 主催 一般社団法人企業研究会